

国民健康保険高額療養費 **記入例** 続簡素化申出書兼同意書

高額療養費の支給申請（手続の簡素化）について、裏面記載の事項に同意の上、申出いたします。

（宛先）さいたま市長

申請日 令和 **4** 年 **10** 月 **11** 日

世帯主	氏名	国保 太郎	生年月日	昭和平成令和 30年 1月 1日
	住所	さいたま市浦和区常盤6-4-4		
被保険者証の記号番号(※)		123 - 456789	電話番号	090 - XXXX - XXXX
申請内容		簡素化開始	・ 振込口座変更	・ 簡素化解除

※さいたま市国民健康保険に加入している方の被保険者証に記載されている番号を記入してください。

※ご不明な場合は、記載不要です。

（注）世帯主以外の方が代理で申請する場合は、以下の申請者欄も記入してください。

申請者	氏名	国保 花子	電話番号	080 - XXXX - XXXX
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主と同じ		

世帯主と同じ住所の場合は、チェックを入れてください。

振込先	金融機関	浦和	銀行・信金 金庫・信託 信組・農協	店名	さいたま	本店 支店 出張所	預金種別	普通 当座 貯蓄	
	口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7	口座 名義人

（注）世帯主以外の口座に振り込む場合は、以下の委任欄も記入してください。

委任欄	本件の受領に関する行為を受任者 <u>振込先氏名 国保 花子</u> に委任します。	
	委任者（世帯主）氏名 <u>国保 太郎</u>	※本人（世帯主）が手書きしない場合は記名押印してください。

事務処理欄

①申請者の身元確認		②代理権の確認	
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書	<input type="checkbox"/> 世帯主	
<input type="checkbox"/> 住基カード	<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> 同一世帯員	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	<input type="checkbox"/> 障害者手帳	<input type="checkbox"/> 代理人 ()	
<input type="checkbox"/> 旅券		<input type="checkbox"/> 委任状（任意代理）	
<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等（法定代理）	
<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> 介護保険証	③確認者	
<input type="checkbox"/> 年金手帳			
<input type="checkbox"/> その他 ()			
<input type="checkbox"/> *			

受付印

--

簡素化開始にあたっての同意事項（必ずお読みください）

- この申出以降に発生した高額療養費については、指定された口座に振り込まれること。ただし、申出前に発生した高額療養費（既に支給申請書を送付しているもの）については、従前どおり支給申請を行うこと。また、申出書兼同意書の受付年月日、郵便の到達状況等によっては、次回高額療養費該当時に自動振込とならず、従来の申請書による申請手続が必要となる場合があるため、そのような場合も、従前どおり支給申請を行うこと。
- 高額療養費の対象となる診療に公費負担医療や特定疾病対象療養が含まれていた場合は簡素化が一時中断されるため、従前どおり支給申請を行うこと。
- 保険税に滞納が発生した場合等、適用要件を満たさなくなった場合は簡素化が解除されること。
- 指定された口座に振り込みができなくなった場合は簡素化が解除されること。
- 傷病の原因が第三者行為（交通事故や傷害事件等）や労災である場合は、高額療養費の支給にあたり、さいたま市から経緯等の確認を受けること。
- 高額療養費の対象となる診療が埼玉県無料低額診療である場合は、さいたま市に連絡すること。
- 一部負担金に未払いが発生した場合は、さいたま市に連絡すること。また、高額療養費支給後に一部負担金の未払いが発覚した場合は、さいたま市に返還すること。
- 高額療養費支給後に支給額が減額になった場合、さいたま市に差額を返還すること。
- 高額療養費の支給事務に必要な医療費等の情報を、さいたま市が医療機関に照会すること。